

議員提出議案第6号

豊島区議会副議長の議員報酬等の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月25日

提出者 豊島区議会議員

高橋佳代子	西山陽介
木下広	根岸光洋
ふまミチ	島村高彦

豊島区議会議員 磯一昭様

豊島区議会副議長の議員報酬等の特例に関する条例

(議員報酬の特例)

第1条 豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊島区条例第14号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、令和4年3月24日において副議長の職にあった者の議員報酬の月額、この条例の施行の日以後に支給されるべき同条に規定する議員報酬の区分に応じた当該月額から、同条に規定する副議長の議員報酬の月額の100分の10に相当する額（千円未満の端数はこれを切り捨てる。）を減じた額とする。

(期末手当の額を算出する場合の議員報酬の月額)

第2条 前条の規定は、条例第8条第2項の規定による期末手当の額の算出については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日から起算して1月を経過した日に、その効力を失う。

(説明)

副議長の議員報酬について特例を定めるため、本案を提出いたします。